

荷主等事業主 各位

物流を支える環境整備の推進について（周知）

平素から各行政分野の運営について、格別のご理解とご協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。

さて、物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から自動車運転者の時間外労働について適用される一方、物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面しております。何も対策を講じなければ、2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力不足の可能性があります。

政府においては、昨年設置しました「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」において「物流革新に向けた政策パッケージ」、「物流革新緊急パッケージ」及び「2030年度に向けた政府の中長期計画」を策定し、それらを順次実行するなど、様々な施策に取り組んでおりますが、物流を支える環境整備のためには、荷主、事業者、一般消費者が一体となった取組が不可欠です。

こうした中、政府においては、昨年11月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定し、本年3月に新たな標準的運賃を告示するとともに、本年4月からは改正労働基準法等が適用されており、発荷主、着荷主、元請事業者等の立場となる事業主におかれましては、社内関係部門に次の事項が周知されるよう改めてお願いいたします。

- 1 時間外労働の上限を規定する改正労働基準法や改正「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の概要
- 2 2024年3月に新たに告示した標準的運賃の内容
- 3 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(2023年11月策定)、独占禁止法上の物流特殊指定や優越的地位の濫用規制の内容
- 4 荷主企業による取組事例

令和6年9月

徳島労働局長
香川労働局長
愛媛労働局長
高知労働局長
四国運輸局長

公正取引委員会事務総局

近畿中国四国事務所四国支所長

【関連情報はこちらをご覧ください】

＜お願い事項1, 2, 4関係＞

物流情報局「荷主の皆さまへ」 | 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/truck/shipper>



＜お願い事項3関係＞

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針 | 公正取引委員会

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>



独占禁止法 | 公正取引委員会

<https://www.jftc.go.jp/dk/index.html>



＜関連情報へのリンク集＞

はたらきかたスメ！（すべての一般市民・事業主の皆様へ） | 香川労働局

https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/112501_00013.html



令和6年
6月1日施行

改正された 「標準貨物自動車運送約款」が 施行されます

(令和6年3月22日告示)



標準貨物自動車運送約款等の改正概要

1 荷待ち・荷役作業等の運送以外のサービスの内容が 明確化されました

[関係条項: 標準運送約款(第61条)]

改正前

積込み、取卸し等の業務は、「第2章運送業務等」で規定されていました。
待機時間、附帯業務等は、「第3章附帯業務」で規定されていました。

改正後

運送以外の業務は、「第2章運送業務等」から分離し第3章として「積込み又は取卸し等」に規定されました。
また、トラック運送事業者が運送以外の業務を引き受けた場合、契約にないものを含め、対価を収受する旨が規定されました。



2 運賃・料金、附帯業務等を記載した書面を 交付することになりました

[関係条項: 標準運送約款(第6条及び第7条)]

改正前

荷送人による運送の申込み、トラック運送事業者による運送の引受けについては、明確な規定がありませんでした。

改正後

運送を申込み荷送人、運送を引受けトラック運送事業者は、それぞれ運賃・料金、附帯業務等を記載した書面(電磁的方法を含む。)である**運送申込書、運送引受書**を相互に交付する旨が規定されました。



3

利用運送を行う場合は実運送事業者の商号・名称等を荷送人へ通知することになりました [関係条項:標準運送約款(第17条)]

改正前

利用運送が行われた場合でも荷送人に実運送事業者を知らせる旨の規定はありませんでした。

改正後

利用運送を行う元請運送事業者は、当該運送の全部又は一部について運送を行う実運送事業者の商号・名称等を荷送人に通知する旨が規定されました。また、利用運送に係る費用は「利用運送手数料」として収受する旨が規定されました。



4

中止手数料の金額等が見直されました [関係条項:標準運送約款(第38条)]

[関係条項:標準運送約款(第38条)]

改正前

荷送人が、貨物の積み込みを行う前日までに運送の中止をしたときは、中止手数料を請求しない規定でした。

当日に運送の中止

貸切	普通車 3,500円
	小型車 2,500円

改正後

当該中止手数料の見直し

運送中止の申し入れ日	中止手数料
運送の前々日 (2日前)	運賃・料金等※1の 20%以内
運送の前日 (1日前)	運賃・料金等※1の 30%以内
運送の当日	運賃・料金等※1の 50%以内

※1 当該運送引受書に記載した運賃・料金等

5

運賃・料金等の店頭掲示事項がオンライン化されました [関係条項:標準運送約款(第3条、第32条及び第64条)]

改正前

「受付日時」「個人を対象とした運賃・料金等」「保険料率等」については、店頭に掲示する旨規定していました。

改正後

「受付日時」「個人を対象とした運賃・料金等」「保険料率等」について、インターネットによる閲覧を可能とする旨が規定されました。



令和6年に改正された最新の「標準貨物自動車運送約款」をご確認ください

「標準貨物自動車運送約款」は国土交通省が制定するトラック事業者と利用者の契約書のひな形です。

※一部のトラック事業者は、国土交通省から認可を受けた独自の運送約款を使用しています。

「標準貨物自動車運送約款」の全文は、全日本トラック協会のホームページにも掲載しています。



国土交通省



公益社団法人

全日本トラック協会

都道府県トラック協会